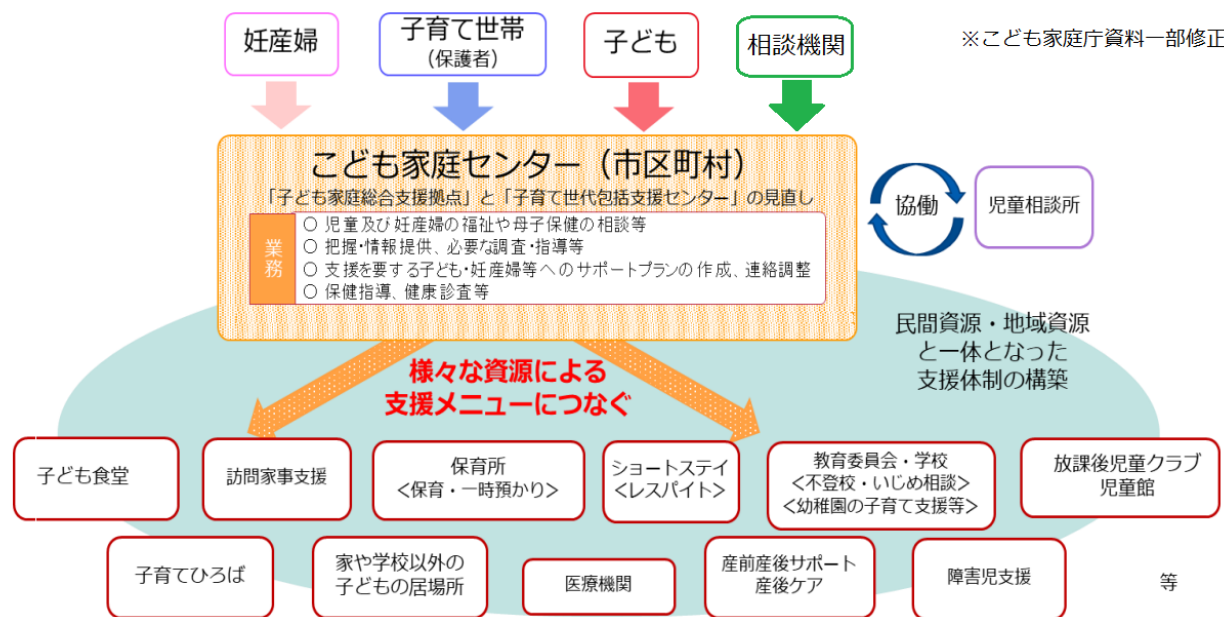


新規事業

こども家庭センターの設置

改正児童福祉法の施行により、令和6年4月から設置が努力義務化。母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受け、虐待への予防的な対応から、子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく漏れなく対応するもの



背景及び目的

- ◆「こども家庭センター」は、母子保健の「子育て世代包括支援センター」と児童福祉の「こども家庭総合支援拠点」の両機能の一体的な運営を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して相談支援を提供するもの
- ◆児童相談所を含む「(仮称)柏市こども・若者相談センター」では、子どもに関するあらゆる相談等に対応、子どもの成長にあわせて継続的な支援を提供するため、「乳幼児担当」等を設け、母子保健と児童福祉や教育との一体的な相談支援体制を構築する計画
- ◆既に「こども相談センター」内に「乳幼児担当」「学齢児担当」を設置。「こども家庭センター」に位置付け予定

設置要件

- ①母子保健と児童福祉の両機能の一体的な運営 ②「センター長」及び「統括支援員」の配置
- ③児童福祉法第10条の2第2項、母子保健法第22条に規定の業務を実施 ④「センター」または独自名称

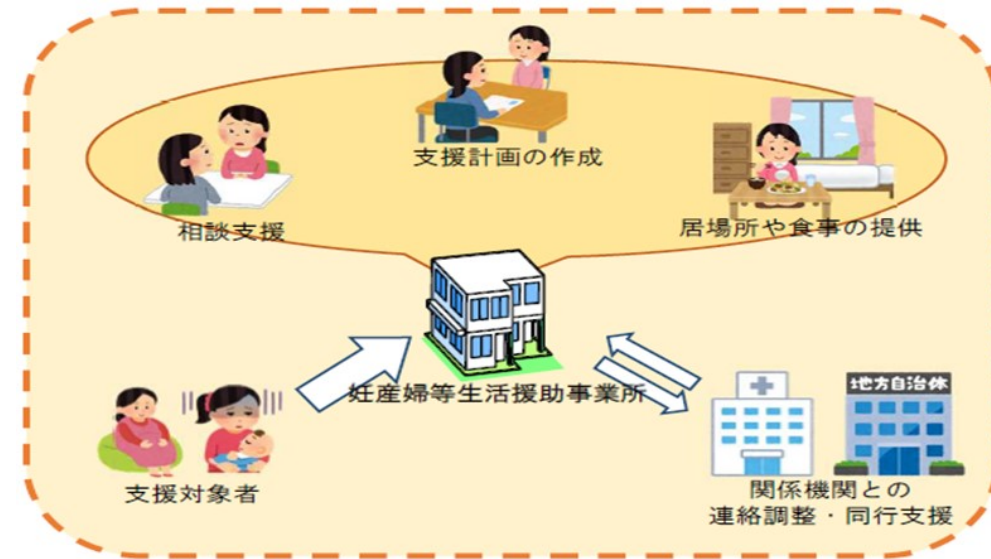
事業開始時期

2024年10月～(予定)

新規事業

妊産婦等生活援助事業の実施

改正児童福祉法の施行により、令和6年4月新たに法定化された事業。予期しない妊娠等の困難を抱え、身近に頼れる人がいない妊産婦に居場所を提供し、生活支援や相談支援を行うことで、支援が必要な特定妊婦等の安心した生活と自立への支援、児童虐待の防止を図るもの



背景及び目的

- ◆児童相談所を含む「(仮称)柏市こども・若者相談センター」の開設を見据え、特定妊婦への支援充実は重要
- ◆宿泊型の居場所にて、妊娠・出産、育児、その後の生活の自立に向け、寄添い型の相談・支援を提供
- ◆妊産婦及び新生児の命を守る

主な取組

- ① 予期しない妊娠や家庭生活に困難を抱える特定妊産婦等の専門相談窓口の開設
- ② 安全安心に過ごせる居場所(通所または宿泊)を提供。専門職が出産前後を寄添いサポート
- ③ 出産後の自立に向けた情報提供、医療機関同行、養育や生活等の支援を実施

事業開始時期

2024年10月～(予定) ※8/8現在、プロポーザル方式にて受託業者選定作業中